

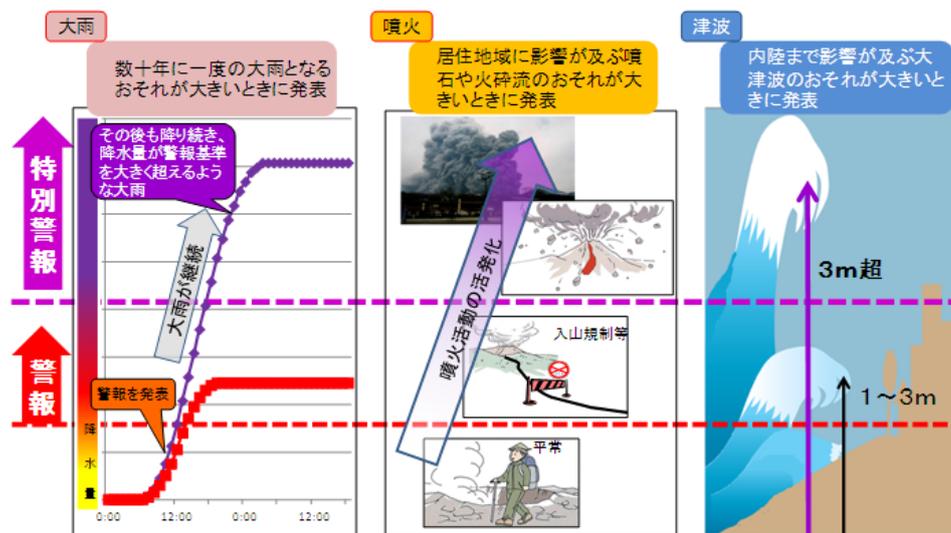
■特別警報とは（出典:気象庁ウェブサイト）

大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に発表した従来の「警報」に加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に「特別警報」が発表され、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

「特別警報」イメージ



(出典：気象庁)

■参考リンク

特別警報について：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

特別警報の発令基準：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun.html>